

新 2 学年 }  
新 3 学年 } 保護者の皆様

東京都立東大和高等学校長  
山崎 仁  
(公印省略)

### 令和 5 年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業の申請について

このことについて、下記のとおり実施します。別添の案内をよくお読みいただき、申請される方(※)は、書類のご提出方、よろしく申し上げます。

※ 新 2 学年は現 1 学年、新 3 学年は現 2 学年になります。

### 記

#### 1 概要

満 23 歳未満の扶養している子が 3 人以上いる世帯で、かつ就学支援金が不認定又は不申請の方については、授業料が 2 分の 1 減額となります。

#### 2 適用期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

#### 3 配付書類

- (1) 本案内文
- (2) 令和 5 年度多子世帯における都立学校授業料等支援事業 (パンフレット)

#### 4 提出書類

以下の書類を提出してください。なお、(1)及び(2)の書類は、経営企画室に用意してありますので、窓口まで取りに来てください。

- (1) 授業料通信教育受講料減免申請書 (以下「申請書」という。)
- (2) 扶養親族等状況届
- (3) 扶養する子の 3 人以上の健康保険証のコピー

#### 5 提出期間及び提出先

- (1) 提出期間  
令和 5 年 3 月 7 日 (火) から同年 4 月 7 日 (金) まで (必着)
- (2) 提出先  
経営企画室窓口へ提出してください (郵送可)。

## 6 その他

- (1) 申請書の学年欄は、新年度の学年を記載してください。組欄は、わからなければ、空欄で結構です。
- (2) 現在、1に記載の要件を満たす方は、5(1)の提出期間に申請してください(※)。  
※ 5月以降に申請した場合は、申請月からの適用になります。
- (3) 7月に実施される就学支援金の審査結果が不認定の場合、その審査結果を知ったときからでも申請は可能です(※)。  
※ 結果通知を受け取ってから30日以内の申請により、7月からの適用となります。30日を過ぎてからは、申請月からの適用となります。  
※ 新2学年及び新3学年の就学支援金審査は7月に実施されます。

## 7 問合せ

東京都立東大和高等学校経営企画室

住所 〒207-0015 東京都東大和市中央3-9-45

電話 042-563-1741 (9:00~17:00)

担当 待島 (マジマ)

東京都立 学校長 殿

年 月 日

保護者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

### 授業料通信教育受講料減免申請書

授 業 料  
通信教育受講料

下記のとおり、  
の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

##### 1 生徒

ふりがな		課 程 科 第 学 年 組
氏 名		

##### 2 減免の授業料・通信教育受講料

年 度	始 期	終 期	減 免 額
	月	月	円

##### 3 申請理由(具体的に記入してください。)

---

---

---

記入例

東京都立 **西新宿高等** 学校長 殿

令和5 年 4 月 7 日

保護者

住所 **東京都新宿区西新宿●-●-●**

氏名 **東京 一郎**

電話番号 **03(5320)0000**

授業料通信教育受講料減免申請書

下記のとおり、授業料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  
通信教育受講料

記

1 生徒

ふりがな	<b>とうきょう はなこ</b>	<b>全日制</b> 課程 <b>普通科</b> 第 <b>3</b> 学年 <b>2</b> 組
氏名	<b>東京 花子</b>	

2 減免の授業料・通信教育受講料

年度	始期	終期	減免額
<b>令和5</b>	<b>4</b> 月	<b>3</b> 月	<b>59,400</b> 円

3 申請理由(具体的に記入してください。)

**所得制限による理由で、就学支援金を受給できないが、保護者に扶養する**

**23歳未満の子等が3人以上いるため。**

## 扶養親族等状況届(授業料等減免)

生徒氏名		生徒住所	
保護者等氏名		保護者等住所	

**1 扶養親族等の状況** (保護者等の扶養する23歳未満の子等(生徒本人又は生徒の兄弟姉妹)について記入)

続柄	氏名	年齢 (4月1日現在)	生年月日	学校名・職業等

- ※ 申請時点で扶養されている生徒本人及び生徒の兄弟姉妹の状況を記入してください。
- ※ 年齢については、4月1日時点で記載してください。
- ※ 生徒の兄弟姉妹が各々の学校で申請をする場合、扶養親族等の状況は必ず同じ状況を記載してください。

**2 扶養申立書** (保護者等の扶養する23歳未満の子等(生徒本人又は生徒の兄弟姉妹)について記入)

- ※ 健康保険証等により扶養関係を確認できない場合は以下の申立書に記載する(国民健康保険証の場合等)。
- ※ 健康保険証等により扶養関係を確認できる場合は不要です。

令和 年 月 日

### 扶養申立書

私が主として以下の者を扶養していることを申し立てます。

ふりがな		ふりがな	
被扶養者氏名		被扶養者氏名	
ふりがな		ふりがな	
被扶養者氏名		被扶養者氏名	

上記のとおり、事実と相違がないことを証明します。

申請者住所 (扶養者)		ふりがな	
		申請者氏名 (扶養者)	

**3 高等学校等の在学期間**

①現在の学校の 在学期間	学校名  都立 学校	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科  学校 課程 科
②過去の学校の 在学期間	学校名  立 学校	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科  学校 課程 科

- この書類の記載内容は、事実と相違ありません。
- この書類の記載内容に虚偽があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
- 生徒は、所得制限による理由で、就学支援金の受給資格を有していません。  
 ※申請の前には、必ず、就学支援金の不支給決定通知書又は課税証明書等から所得制限による理由で就学支援金が受給できないことをご確認ください。課税証明書等から確認ができない場合は、就学支援金等を申請し結果を確認するか、生徒がお通りの学校の経営企画室にご相談ください。

【記入例1】健康保険証により扶養が確認できる場合

扶養親族等状況届(授業料等減免)

令和5年4月7日

生徒氏名	東京 花子	生徒住所	東京都新宿区西新宿●-●-●
保護者等氏名	東京 一郎	保護者等住所	同上

1 扶養親族等の状況 (保護者等の扶養する23歳未満の子等(生徒本人又は生徒の兄弟姉妹)について記入)

続柄	氏名	年齢 (4月1日現在)	生年月日	学校名・職業等
兄	東京 二郎	21	平成14年3月16日	都立大学4年生
本人	東京 花子	17	平成17年11月1日	都立西新宿高校3年生
弟	東京 三郎	15	平成19年8月6日	私立葛西高校1年生
弟	東京 四郎	13	平成21年8月15日	区立第一中学2年生

- ※ 申請時点で扶養されている生徒本人及び生徒の兄弟姉妹の状況を記入してください。
- ※ 年齢については、4月1日時点で記載してください。
- ※ 生徒の兄弟姉妹が各々の学校で申請をする場合、扶養親族等の状況は必ず同じ状況を記載してください。

2 扶養申立書 (保護者等の扶養する23歳未満の子等(生徒本人又は生徒の兄弟姉妹)について記入)

- ※ 健康保険証等により扶養関係を確認できない場合は以下の申立書に記載する(国民健康保険証の場合等)。
- ※ 健康保険証等により扶養関係を確認できる場合は不要です。

令和 年 月 日

扶養申立書

私が主として以下の者を扶養していることを申し立てます。

ふりがな			
被扶養者氏名			
ふりがな			
被扶養者氏名			
申請者住所 (扶養者)		申請者氏名 (扶養者)	

健康保険証により扶養が確認できる場合は、この欄の記載は不要です。

3 高等学校等の在学期間

①現在の学校の在学期間	学校名 都立 都立西新宿高等学校	令和3年 4月 1日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 都立西新宿高等学校 全日制課程 普通科
②過去の学校の在学期間	学校名 立 学校	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 学校 課程 科

- この書類の記載内容は、事実に相違ありません。
- この書類の記載内容に虚偽があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
- 生徒は、所得制限による理由で、就学支援金の受給資格を有していません。  
※申請の前には、必ず、就学支援金の不支給決定通知書又は課税証明書等から所得制限による理由で就学支援金が受給できないことをご確認ください。課税証明書等から確認ができない場合は、就学支援金等を申請し結果を確認するか、生徒がお通りの学校の経営企画室にご相談ください。

【記入例2】国民健康保険の場合等、保険証により扶養が確認できない場合

扶養親族等状況届(授業料等減免)

令和5年4月7日

生徒氏名	東京 花子	生徒住所	東京都新宿区西新宿●-●-●
保護者等氏名	東京 一郎	保護者等住所	同上

1 扶養親族等の状況 (保護者等の扶養する23歳未満の子等(生徒本人又は生徒の兄弟姉妹)について記入)

続柄	氏名	年齢 (4月1日現在)	生年月日	学校名・職業等
兄	東京 二郎	21	平成14年3月16日	都立大学4年生
本人	東京 花子	17	平成17年11月1日	都立西新宿高校3年生
弟	東京 三郎	15	平成19年8月6日	私立葛西高校1年生
弟	東京 四郎	13	平成21年8月15日	区立第一中学2年生

※ 申請時点で扶養されている生徒本人及び生徒の兄弟姉妹の状況を記入してください。

※ 年齢については、4月1日時点で記載してください。

※ 生徒の兄弟姉妹が各々の学校で申請をする場合、扶養親族等の状況は必ず

国民健康保険の場合等、保険証により扶養が確認できない場合に、この欄に記載します。

2 扶養申立書 (保護者等の扶養する23歳未満の子等(生徒本人又は生徒の

※ 健康保険証等により扶養関係を確認できない場合は以下の申立書に記載

※ 健康保険証等により扶養関係を確認できる場合は不要です。

令和 5 年 4 月 10 日

扶養申立書

私が主として以下の者を扶養していることを申し立てます。

ふりがな	とうきょう じろう	ふりがな	とうきょう はなこ
被扶養者氏名	東京 二郎	被扶養者氏名	東京 花子
ふりがな	とうきょう さぶろう	ふりがな	とうきょう しろう
被扶養者氏名	東京 三郎	被扶養者氏名	東京 四郎

上記のとおり、事実に相違がないことを証明します。

申請者住所 (扶養者)	〒163-1234・ 東京都新宿区西新宿●-●-●	ふりがな	とうきょう いちろう
		申請者氏名 (扶養者)	東京 一郎

3 高等学校等の在学期間

①現在の学校の 在学期間	学校名 都立 都立西新宿高等学校	令和3 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 都立西新宿高等学校 全日制課程 普通科
②過去の学校の 在学期間	学校名 立 学校	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 学校 課程 科

この書類の記載内容は、事実に相違ありません。

この書類の記載内容に虚偽があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。

生徒は、所得制限による理由で、就学支援金の受給資格を有していません。

※申請の前には、必ず、就学支援金の不支給決定通知書又は課税証明書等から所得制限による理由で就学支援金が受給できないことをご確認ください。課税証明書等から確認ができない場合は、就学支援金等を申請し結果を確認するか、生徒がお通いの学校の経営企画室にご相談ください。

令和5年4月版

# 多子世帯における 都立学校 授業料等支援事業

就学支援金を  
受給しない世帯が  
対象です。

## 授業料等減額手続きのお知らせ

所得制限により  
就学支援金の  
対象外の世帯※1

かつ  
扶養する23歳未満  
の子が3人以上  
いる世帯

は  
授業料等が**半額**  
となります。

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」は、所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(年収目安910万円以上)で、収入に関わらず、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して授業料等（通信制受講料を含む。）を1/2に減額する制度です。

※1 「所得制限により就学支援金の対象外の世帯」とは、(区市町村民税の課税標準額)×6%-(区市町村民税の調整控除の額)が30万4,200円以上の世帯です。

## 1 支援対象となる世帯

次の要件を満たしている世帯

- ・保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯
- ・所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(年収目安910万円以上※1)

◇ 就学支援金が不申請でも申請可能ですが、課税証明書等により、所得制限により就学支援金を受給できないことを確認してください。なお、判断に迷う場合は、就学支援金を申請するか、生徒がお通いの学校経営企画室へ相談してください。

また、後日、就学支援金の受給資格があることが確認できた場合でも、原則、就学支援金は、申請した日の属する月からの適用となりますので、ご注意ください。

◇ 在籍期間超過による理由のため、就学支援金の受給資格がない方は、対象となりません。

## 2 1/2減額となる授業料等

課程	全日制	定時制	定時制(単位制)	通信制
授業料(年額)	118,800円	32,400円	1単位あたり1,740円	1単位あたり336円

↓  
授業料等を1/2に減額

1/2 授業料等(年額)	59,400円	16,200円	1単位あたり870円	1単位あたり168円
1/2 授業料等(月あたり)	4,950円	1,350円	1単位あたり72円	1単位あたり14円

◇ 実際に負担する授業料等は、授業料等の減額申請時期や就学支援金受給有無を踏まえて決定します。



### 3 提出書類

- ① 授業料通信教育受講料減免申請書 ② 扶養親族等状況届  
③ 扶養する子の3人以上の健康保険証のコピー

- ◇ 授業料等の減額は、申請した月から対象となります。なお、随時で申請を受け付けています。
- ◇ 就学支援金を申請し、不認定となった場合は、審査結果の通知があった日の翌日以降 30 日以内に授業料等の減額申請をした場合、就学支援金の申請月から適用されます。
- ◇ 健康保険証に記載されている保険者番号及び被保険者等記号・番号は、判別できないよう処理（黒塗り等）した上で提出してください。

### 4 対象確認フローチャート

申請対象の生徒は、在学期間の超過等により、就学支援金を受給できる期間(在学期間が休学期間等を除き全日制 36 月又は定時制・通信制 48 月以内)を超過していませんか？

超過していません

超過しています

制度対象外です。

就学支援金不認定通知書又は課税証明書等から、所得制限により就学支援金の受給資格がないことを確認していますか？  
※ (区市町村民税の課税標準額)×6%-(区市町村民税の調整控除の額)が30万4,200円以上であると、就学支援金の受給資格がないものとなります。

はい

いいえ

就学支援金を申請するか、判断に迷う場合等は、お通りの学校経営企画室へ相談してください。

扶養する 23 歳(令和5年4月1日現在の年齢)未満の子が3人以上いますか？

※ 健康保険証により扶養状況を確認します。健康保険証が国民健康保険の場合、併せて扶養親族等状況届(扶養申立書)により確認します。

はい

いいえ

制度対象外です。

授業料等の 1/2 減額対象です。

### 5 減額時期

年度 申請区分	令和5年度												令和6年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
年間 減額となる 場合	← 減額対象期間 (3月まで)			← 減額対象期間 (3月まで)									← 減額対象期間 (3月まで)		
	減額申請 ↓申請 就学支援金 不申請又は不認定			再度減額 申請不要 × 就学支援金 不申請又は不認定									減額申請		
	就学支援金認定 (6月まで)			7月以降に就学支援金が認定となった場合、授業料が無償となるため、就学支援金認定月以降は、減額期間が消滅します。									減額申請		
7月から 減額となる 場合	← 減額対象期間 (3月まで)			← 減額対象期間 (7月から3月まで)									← 減額対象期間 (3月まで)		
	減額申請			減額申請 ↓申請 就学支援金 不申請又は不認定									減額申請		

※就学支援金の不認定の場合、通知を受け取ってから30日以内の申請により、就学支援金の申請時点まで遡って減額が適用されます。

### 6 提出期限・提出先等

提出期限/提出方法

提出期限及び提出方法は、生徒が在学する学校で別に指定します。

提出先/問合せ先

生徒が在学している都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当  
☎ 03(5320)7862 (平日 9:00~17:45)